

規制の事前評価書

法令（案）の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律部分）
規制の名称	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可
規制の区分	新設・改正（拡充・緩和）・廃止
担当部局	内閣府宇宙開発戦略推進事務局
評価実施時期	平成 30 年 2 月

1 規制の目的、内容及び必要性等

（1）規制の目的

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）第4条第1項に定める人工衛星等の打上げに係る許可及び第20条第1項に定める人工衛星の管理に係る許可は、人工衛星等の打上げや人工衛星の管理といった宇宙活動に関する基準を明確にし、人工衛星等の打上げに伴うリスクに対する公共の安全の確保等を図るという目的の下に設けているもの。現在当該許可の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちの一つとして、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理を適正に行うこと期待することが困難であるという理由により、従前、成年被後見人を欠格事由としてきたものである（同法第5条第3号及び第21条第3号）。

一方、このような成年被後見人の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が続くこととなる。

（2）規制（法改正）の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人を削除する。

併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定をいう。以下同じ。）を新設する。

(3) 規制（法改正）の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理の許可制度における成年被後見人に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。

このため、本条項について、適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理を確保しつつ、見直す必要がある。

2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものである。

成年被後見人に係る見直しを行う一方で、引き続き、適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理を確保するためには、当該欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

3 規制の費用・便益

(1) 費用

① 遵守費用

〈本対策案〉

申請者が、心身の故障がある者の適格性に対する個別の、実質的な審査によって各業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するた

めに必要な情報を提供するための費用は生じ得るもの、その対象となる人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理を行う者の数は限られていることから、新たに生じる費用は限定的である。

＜代替案＞

――

② 行政費用

＜本対策案＞

本法により、当該欠格事由が削除され、個別審査規定が新設されることに伴い、具体的な個別審査内容を規定するため、府令等を改正するための費用や本規制の周知・徹底など、改正後の円滑な施行に向けた準備や審査に要する費用が発生するものの、当該費用は限定的である。

＜代替案＞

――

③ 副次的な影響及び波及的な影響

＜本対策案＞

特になし。

＜代替案＞

――

(2) 便益

＜本対策案＞

当該規制において、成年被後見人の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。一方、個別審査を行うことにより、適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理は引き続き確保される。

＜代替案＞

――

4 政策評価の結果（費用と効果（便益）との関係等）

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人を人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となる一方で適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理が引き続き確保されることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。

5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(議論の整理)

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

(1) 事後評価の実施時期

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行後5年を経過した場合

(2) 事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等個別審査規定の適正性等について判断する。